# 姶良市業務継続計画

(地震災害対応編)



## 内容

I	V	まじめに	
	1	業務継続計画とは	1
	2	業務継続計画策定の効果	2
	3	業務継続計画と地域防災計画との関係	3
	4	業務継続計画策定の基本方針	4
	(	(1) 業務継続計画の基本方針	4
	(	〔2〕 計画の構成	4
	(	〔3〕 計画の対象	4
	(	(4) 非常時優先業務の選定	4
	5	業務継続計画の継続的改善	5
Π	5)	災害の想定 (「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による)	6
Ш	È	首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	
IV	7	本庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	14
	1	姶良本庁	14
	2	加治木庁舎	14
	3	蒲生庁舎	15
	4	教育部局関係	15
	5	あいら清掃センター、クリーンセンター、あいら斎場	16
V	信	電気、水、食料等の確保	17
	1	市長部局	17
	2	教育部局	19
VI	. <i>S</i>	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	20
		重要な行政データのバックアップ	
	1	現状等	21
	現	伏	21
VIII	. <b>j</b>	<b> </b>	22
	1	業務の区分と内容	
	2	非常時優先業務選定基準表	22
IX		今後の検討課題	25

## 改訂履歴

	年月	改訂内容
初版(暫定版)	平成 28 年 12 月	_
1 次改訂	平成 29 年 5 月	<ul><li>・参集人数の見直し(平成29年4月現在に更新)</li><li>・非常時優先業務の業務再開目標を5区分化し別冊で 一覧化</li></ul>
2 次改訂	平成 29 年 11 月	<ul><li>・非常時優先業務の業務再開目標を行政組織規則に基づく業務開始(再開)目標集約表及び姶良市地域防災計画に基づく業務開始目標集約表を一括で一覧、別冊化</li></ul>
3 次改訂	平成 30 年 6 月	<ul> <li>・本編Ⅲ【参集人数の見直し】の更新(平成30年4月 現在に更新)</li> <li>・本編Ⅷ【非常時優先業務選定基準表】の更新(非常時 優先業務の整理について、表の名称を「災害応急対策 業務・継続通常業務」から「非常時優先業務選定基準 表」に改称)</li> </ul>
4 次改訂	令和元年7月	<ul> <li>・本編Ⅲ【参集体制の見直し】【参集人数の見直し】の更新(平成31年4月現在に更新)</li> <li>・本編Ⅶ【非常時優先業務選定基準表】の更新</li> <li>・本編Ⅸ【今後の検討課題】の更新</li> </ul>
5 次改訂	令和3年4月	<ul> <li>・本編Ⅰ【計画の基本方針】に受援計画に関する記述の追加</li> <li>・本編Ⅲ【参集体制の見直し】【参集人数の見直し】の更新(令和2年12月現在に更新)</li> <li>・別冊Ⅰ-①【姶良市地域防災計画に基づく業務開始目標集約表】に受援班及び受援に関する業務追加、担当課の整理</li> <li>・別冊Ⅱ 非常用発電機一覧を作成</li> </ul>
6 次改訂	令和4年9月	<ul> <li>・本編Ⅲ【参集体制の見直し】【参集人数の見直し】の更新(令和4年9月現在に更新)</li> <li>・別冊 I -①及び②の更新</li> <li>・別冊 II の更新</li> </ul>
7 次改訂	令和7年1月	<ul> <li>・本編 姶良庁舎、加治木庁舎完成に伴う変更</li> <li>・本編Ⅲ【参集体制の見直し】【参集人数の見直し】の更新</li> <li>・別冊 I -① 非常時優先業務一覧の更新</li> <li>・別冊 II 非常用発電機一覧の更新</li> </ul>
8次改訂	令和8年10月	蒲生庁舎完成に伴う変更(予定)
(予定)	(予定)	

#### I はじめに

#### 1 業務継続計画とは

業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や 手順等を定めたものとして、各種の災害対応マニュアルがある。業務継続計画はこれらの計画等を補完 し、又は相まって、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実 施を確保するものである。

※非常時優先業務:大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害 応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等(これらを「応急業 務」と総称)のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となる。

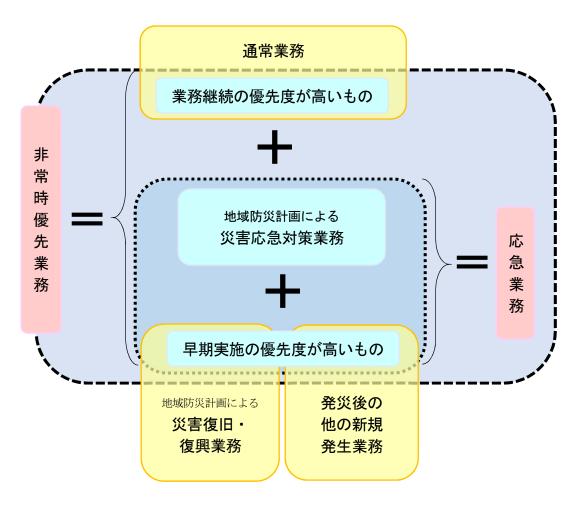


図 1 非常時優先業務のイメージ

(出典:「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」(R5.5 内閣府)

#### 2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

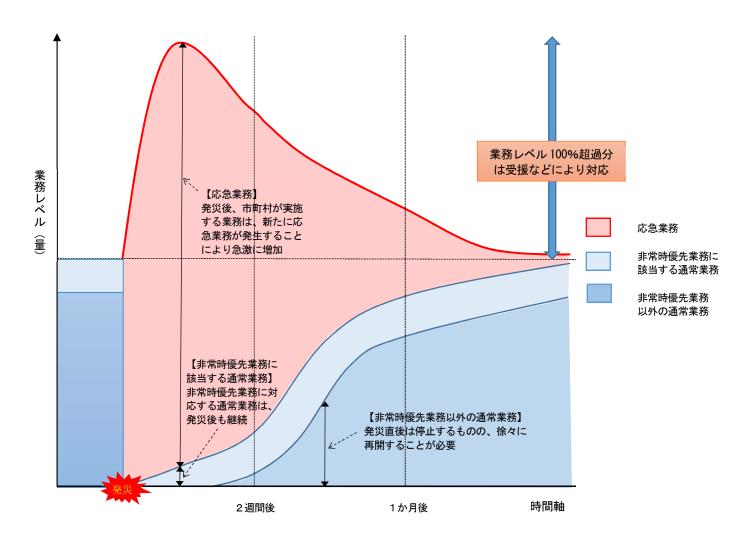


図 2 発災後に市町村が実施する業務の推移

(出典:「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」(R5.5 内閣府)

業務継続計画をあらかじめ策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も 考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確 保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務 を実施できるようになる。

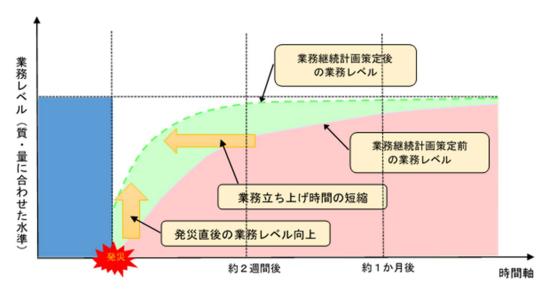


図 3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

#### 3 業務継続計画と地域防災計画との関係

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地域防災会議が作成し、都道府県、	都道府県又は市町村が作成し、自ら
	市町村、防災関係機関等が実施する	   が実施する計画である。
	計画である。	
計画の趣旨	災害対策基本法(昭和 36 年法律第	発災時に必要資源に制約がある状
	223 号)に基づき、発災時又は事前	況下であっても非常時優先業務を
	に実施すべき災害対策に係る実施	目標とする時間・時期までに実施で
	事項や役割分担等を規定するため	きるようにする(実効性の確保)た
	の計画である。	めの計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必	行政の被災を想定(庁舎、職員、電
	要はないが、業務継続計画の策定な	力、情報システム、通信等の必要資
	どにより業務継続性の確保等につ	源の被災を評価)し、利用できる必
	いては計画に定める必要がある。	要資源を前提に計画を策定する必
		要がある。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災	非常時優先業務(災害応急対策、災
	害応急対策、災害復旧・復興)を対	害復旧・復興業務だけでなく、優先
	象とする。	度の高い通常業務も含まれる) を対
		象とする。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定め	非常時優先業務ごとに業務開始目
	る必要はない。	標時間を定める必要がある。(必要
		資源を確保し、目標とする時間まで
		に非常時優先業務を開始・再開す
		る。)
業務に従事する職員	業務に従事する職員の水・食料、ト	業務に従事する職員の水・食料、ト
の水・食料等の確保	イレ等の確保にかかる記載は、必ず	イレ等の確保について検討のうえ、
	しも記載する必要はない。	記載する必要がある。

(出典:「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」(R5.5 内閣府)

#### 4 業務継続計画策定の基本方針

#### (1) 業務継続計画の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、姶良市 地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- 発生から 72 時間までは、人命にかかる災害救急業務に重点をおくことになるため、市民生活や施 設等の管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持 等に係る重要度をもって判断する。
- 市の公共施設(体育館、公民館、図書館等)は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント及び会議等は原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施するべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。
- 非常時優先業務の適切かつ迅速な実施のため、受援計画に基づき、順次受援体制を構築し必要な資源の受入を行う。

#### (2) 計画の構成

本計画では、大規模地震発生時における業務継続について説明を行うため、計画の対象となる組織を明らかにし、「地域防災計画」における震災想定のうち、本計画で想定する地震の「被害状況の想定」を選定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」の選定基準について説明するとともに、課単位で業務 着手の目標時間を一覧表として示す。

#### (3) 計画の対象

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- ・ 本庁及び支所の各部局
- 各種委員会事務局(教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監查委員会、公平委員会)
- 議会事務局

なお、消防本部及び水道事業部については、マニュアル等を作成し対応する。

#### (4) 非常時優先業務の選定

各所属(各課)単位で、非常時優先業務の候補のうちから、非常時優先業務を選定するとともに、業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、業務内容に応じて、発災直後(概ね3時間以内)、1日以内、3日以内、2週間以内、1か月以内の5区分に細分化して別途設定する。

なお、一覧表に記載のないその他の業務については、2か月以内の再開を目標とする。

#### 5 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は、策定後、職員に対する教育、訓練等を実施しながら、計画の実効性を確認し、高めていく必要がある。

必要資源についての点検、平時からの設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施することより、本計画に対する PDCA サイクルを確立する必要がある。

#### Ⅱ 災害の想定 (「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による)

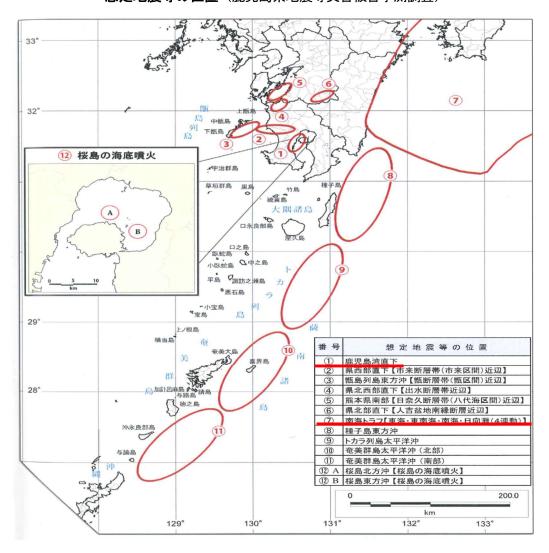
#### 被害状況想定

想定災害 (地震)

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約(ライフライン支障、交通支障等)を把握することが重要となる。

このため、本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「鹿児島湾直下地震」「南海トラフ地震(陸側ケース)」を想定地震とした。

#### 想定地震等の位置(鹿児島県地震等災害被害予測調査)



#### 想定地震の概要

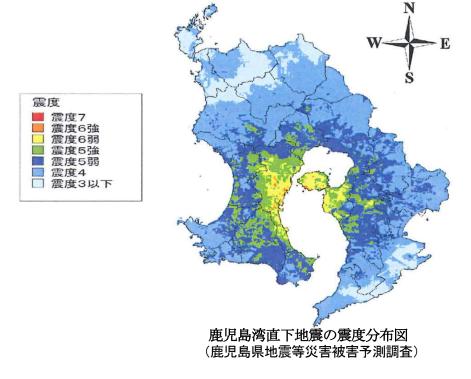
想定地震の位置	気象庁 マグニチュード	モーメント マグニチュード	震源断層上端 震度(k m)	津波
鹿児島湾直下地震	7.1	6.6	3	0
南海トラフ地震 【東海・東南海・南海・日向灘 (4連動)】	_	地震: 9.0 津波: 9.1	10	0

- ・鹿児島湾直下地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュードを算出し、断層の長さを用いて震源(波源)断層 モデルを作成し、モーメントマグニチュード(地震の破壊エネルギーの大きさを表す尺度)を求めている。
- ・南海トラフ地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュードを求めている。

#### 鹿児島湾直下地震

(1) 地振動の想定結果

■最大震度:震度6弱



#### (2) 被害想定

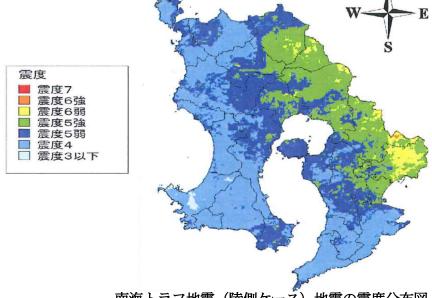
本市全体の被害想定結果と被害概況は、次のとおりである。

<u></u>	本市全体の被害想定結果と被害概況は、次のとおりである。					
		現況、被害想定結果		本市の被害概況		
	冬深夜		74,807 人	・多くが自宅で就寝中に被災。津波からの避難の遅れ。		
人口	夏12時		64,702 人	・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。		
	冬18時		70,238 人	・交通被害による人的被害が多い。		
7-11.	建物棟数		42,926 棟	ナロのみbbgのです。 約 0 100 存む 人 V 域 ナフ		
建物被害	全壊		410 棟	・市内の建物のうち、約2,100棟が全半壊する。		
被宝	半壊		1,700 棟	・火災被害は僅か。 ・ブロック塀等の倒壊が 340 件発生。		
	火災		僅か	・プロック研等の関係が340件先生。		
	死者	僅か		・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。		
人的	負傷者		_	・津波被害(自力脱出困難者は、津波から避難できない。)		
) 被害	重傷者		_	・地震火災		
一	避難者数	650 人		・避難者は、冬 18 時を想定。		
ラ	上水道		1 %	・各地で断水。(被災直後の断水が最も多い。)		
イフ	下水道	機	1 %	・停電、地震の揺れ・液状化、津波浸水で機能支障をきたす。		
フライ	電力	機能支障率	僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で停電が発生。		
ン被害	通信	障	僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で不通回線が発生。		
害	ガス		21%	・冬 18 時を想定。プロパンガスは想定外。		
道	直路被害		_	・地震被害、津波被害で道路被害が僅かに発生。		

#### 南海トラフ地震(陸側ケース)

(1) 地振動の想定結果

■最大震度:震度6弱



南海トラフ地震 (陸側ケーズ) 地震の震度分布図 (鹿児島県地震等災害被害予測調査)

#### (2)被害想定

本市全体の被害想定結果(「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による)と被害概況は、次のとおりである。

		現況、被害想定結果		本市の被害概況		
	冬深夜		74,807 人	・多くが自宅で就寝中に被災。津波からの避難の遅れ。		
人口	夏12時		64,702 人	・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。		
	冬18時		70,238 人	・交通被害による人的被害が多い。		
7-1-	建物棟数		42,926 棟	・市内の建物のうち、約5,700 棟が全半壊する。(冬18時)		
建物被害	全壊		1,100棟	・火災被害は発生しない。		
被宝	半壊		4,600 棟	・ブロック塀等の倒壊は発生しないが、自動販売機の転倒、		
	火災		0	建物からの屋外落下が僅かに発生する。		
	死者	僅か 僅か 僅か		・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。		
人的	負傷者			・津波被害(自力脱出困難者は、津波から避難できない。)		
被害	重傷者			・地震火災		
	避難者数	1,600 人		・避難者は、冬 18 時を想定。		
ラ	上水道		41%	・各地で断水。(被災直後の断水が最も多い。)		
イフ	下水道	機	2%	・停電、地震の揺れ・液状化、津波浸水で機能支障をきたす。		
ライ	電力	機能支障率	僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で停電が発生。		
レン	通信	障	僅か	・火災被害、地震被害、津波被害で不通回線が発生。		
被害	ガス		0	・ガス被害は発生しない。プロパンガスは想定外。		
道	路被害		_	・地震被害、津波被害で道路被害が僅かに発生。		

#### 本庁舎等の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン(電力、上水道、通信等)の機能障害とする。本庁舎等の被害状況の想定は、次表のとおりである。

#### ■本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定(復旧予想)
	・姶良庁舎、各支所、消防本部及び水道事業部所在地の予想震度は、震度6弱とす
市庁舎等	る。
	・蒲生支所(ふれあいセンター)は使用できないものと想定する。
災害対策本部	・姶良庁舎3階災害対策室を災害対策本部室と想定する。
	・蒲生支所(ふれあいセンター)は、建物の主要構造部の一部は座屈し、外壁には
	複数の亀裂が生じ、立ち入りは危険な状況である。
執 務 室	他の施設の執務室内の状況は、固定されていない書籍等が転倒・落下、ガラスの破
	損・飛散、一部の天井板が落下しており、執務室の使用再開には少なくとも数時間
	の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じると想定する。
電力	・商用電源は、発災後 12 時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。(全庁
	舎)
	・姶良庁舎の固定電話・FAXは、回線の混雑により数日間はつながりにくい状況
電 話	が継続すると想定する。本庁舎以外の施設の固定電話・FAXは、交換機の損傷に
	より使用不能となるが、数日後には仮復旧するものと想定する。
県防災情報	・地上系については公衆電話の断裂、衛星系については設備の被災により、使用不
システム	可能になる可能性があると想定する。
情報システム	・発災直後は情報システムが使用できないものと想定し、電力等が回復する 12 時間
月取ンハノム	以降に、順次復旧すると想定する。
エレベーター	・エレベーターでは、閉じ込めが発生する。
7000	・発災後 12 時間程度は、外部からの電源供給がないと想定する。
空調	・停電時には、空調機は使用不能と想定する。
至 調	・発災後 12 時間程度は、外部からの電源供給がないと想定する。(全庁舎)
水洗トイレ	・停電・断水時には、利用できなくなるものと想定する。(全庁舎)
職員	・休日・夜間:本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関等の途絶で参集できない職
職員	員がいると想定する。

### Ⅲ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

#### ①-1 首長の職務代行の順位(市長部局)

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	総務部長	総務部長以外の上席の部長

姶良市長の職務代理者に関する規則(平成22年姶良市規則第4号)による。

#### (参考)

#### 教育長が不在の場合の代行順位

#### ①-2 職務代行の順位(教育部局)

第1順位	第2順位	第3順位	
教育部長	学校教育課長	教育総務課長	

#### 議長が不在の場合の代行順位

#### (1) - 3

#### 職務代行の順位(議会事務局)

第1順位	第2順位	第3順位		
副議長(副本部長)	議会運営委員長	総務委員長		

<sup>・</sup>副本部長に事故あるときは、以下、議会運営委員長、総務委員長、産業建設委員長、文教厚生委員長の順に職務を代行する。 本部員:正副議長を除く、全議員

## ②参集体制(全部局共通)

地震発生からの経過時間	職員の通勤距離により
1 時間後の参集	3 km 圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 毎時3 km の速さの連続歩行で参集すると考え、3 km 圏内の職員 が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等被災のため、職員の 1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従 事。
3 時間後の参集	9 km 圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 毎時3 km の速さの連続歩行で参集すると考え、9 km 圏内の職員 が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等被災のため、職員の 1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従 事。
12 時間後の参集	20km 圏内の職員の約6割が参集可能 (考え方) 20km を超えると帰宅困難になるとの想定があることから 20km 圏内の職員が参集可能。しかし、3時間後の参集の考え方と同様 の理由で4割が参集できない。
1日から3日後までの参集	全職員の約6割が参集可能 (考え方) 12時間後の参集の考え方と同様とし、20km 圏内の職員が参集可 能。しかし、3時間後の参集の考え方と同様の理由で全職員の4 割が参集できない。
3日から1か月後までの参集	全職員の約9割が参集可能 (考え方) 地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20km を超 える職員も徐々に参集可能。 しかし、1月後も職員の死傷等により、1割が参集できない。

■各部・局の時期別参集人数(再任用者含み、会計年度任用職員及び休業中の職員を除く)

部局名	人数	1 時間以内 参集可能者 (3km 圏内職 <u>員</u> の約6割)	3 時間以内 参集可能者 (9km 圏内職 <u>員</u> の約6割)	12 時間以内 参集可能者 (20km 圏内職 <u>員</u> の約6割)	1~3 日以内 参集可能者 <u>(全職員</u> の 約6割)	3日~1月以内 参集可能数 <u>(全職員</u> の 約9割)
総務部	85	32	48	49	51	76
加治木地域振興課	18	4	10	10	10	16
蒲生地域振興課	15	1	9	9	9	13
市長公室	11	3	6	6	6	9
企画部	35	11	18	20	21	31
市民生活部	55	21	31	32	33	49
福祉部	82	30	42	48	49	73
建設部	47	19	27	27	28	42
農林水産部	28	10	16	16	16	25
教育部	64	24	36	38	38	57
会計課	6	3	3	3	3	5
選管·監査	4	1	2	2	2	3
農業委員会	6	0	2	3	3	5
議会事務局	6	2	3	3	3	5
水道事業部	18	5	10	10	10	16
消防本部	98	31	52	58	58	88
計	578	197	315	334	340	513
参集可能者割合		34.1%	54.5%	57.8%	58.8%	88.8%

令和6年6月現在

## (参考) 参集体制【危機管理課:災害対策本部等関係】

	区分	体制	参集課室・職員
	市域で震度 4 近隣市で震度 5 弱以上	情報連絡本部	危機管理課職員 消防本部通信指令室員 危機管理事象の所管課
地震	市域で震度 5 弱	災害警戒本部	各対策部長及び配備に必要な職員 各対策部長及び姶良市災害対策本部
	市域で震度 5 強以上	災害対策本部	規程第11条により指定した配備職員
	気象警報発令	情報連絡本部	危機管理課職員 消防本部通信指令室員 危機管理事象の所管課
一般災害	小規模な災害発生 避難勧告、指示発令が必要	災害警戒本部	各対策部長及び配備に必要な職員 各対策部長及び姶良市災害対策本部
	とされる	災害対策本部	規程第11条により指定した配備職員

<sup>※</sup> 市民課、生活環境課、税務課、秘書広報課、都市計画課は個別に参集体制を策定。

#### Ⅳ 本庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

#### 1 姶良本庁

#### 【危機管理課関係】

危機管理課は新庁舎3階に、災害対策本部の設置場所は当該箇所となるが、災害想定により2号館も しくは中央図書館を代替庁舎とする。

#### (本庁) 代替庁舎リスト

P	災害危険度		度		附帯設備							
施設名	建築年 (耐震対 応済み の場合〇)	津波	液状化	洪水	害・火災等)	非常用 発電機 /燃料	通信機器 <sup>(</sup>	情報 システム <sup>2</sup>	水 ・ 食 料、トイ レ等	事務機 器・備 品	同時被災 の可能の 事(無の 場合〇)	代替 庁舎 候補
本庁舎 2号館	H7 O	0	0	0	0	燃料 (72 h) 発電機 1 台	有	有	備蓄無	有	0	0
中央図書館	н <sup>9</sup> О	0	0	0	0	無	無	無	備蓄無	有	0	0

#### 2 加治木庁舎

• 子ども館「ちるどん」を代替施設として想定。

#### (加治木庁舎) 代替庁舎リスト

r		災害危険度			度	附帯設備・事務機器等						
施設名	建築年 (耐震対 応済みの 場合〇)	津波	液状化	洪水	害・火災等)	非常用 発電機 /燃料	通信機器	情報 システム	水 ・ 食 料、トイ レ等	事務機 器・備 品	同時被災 の可能災 のある(無の 場合〇)	代替庁舎候補
子ども館 ちるどん	R6 RC	0	0	0	0	1 台	無	無	備蓄無	有	0	0

<sup>1</sup> 代替庁舎リスト中の通信機器とは、防災無線、消防無線、衛星携帯電話、災害時優先電話等災害時の 非常用回線とする。

<sup>2</sup> 代替庁舎リスト中の情報システムとは、防災関係の情報システムとする。

#### 3 蒲生庁舎

- ・ 蒲生支所(ふれあいセンター)において復旧作業を行い、できるだけ早い機能回復に努める。
- ・ 蒲生支所(ふれあいセンター)が機能しない場合は、状況によって蒲生公民館、蒲生体育館を想定

#### (蒲生庁舎) 代替庁舎リスト

			災害危険度			附帯設備・事務機器等						
施設名	建築年 (耐震対 応済みの 場合〇)	津波	液状化	洪水	害・火災等)	非常用発 電機/燃 料	通信機器	情報 システム	水 ・ 食 料、トイ レ等	事務機 器・備 品	同時被災 の可能性 のある災 害(無の 場合〇)	代替合稱
蒲生 公民館	S53 RC	0	0	0	×	×	無	無	対応 可能	有	地震	0
蒲生 体育館	H15 RC	×	×	×	0	×	無	無	対応 可能	有	0	0

#### 4 教育部局関係

災害対策本部設置場所として、次の「代替庁舎リスト」を候補とし、姶良公民館を最も有力と位置付けている。

代替庁舎の第2候補としては、耐震性のある松原なぎさ小学校を位置付ける。

市内の各小中学校や幼稚園等に的確な児童生徒の安全対策、減災対策の指示、避難所開設の指示など、様々な災害後の学校等への指示・指導する対策本部の役割を果たすため、「姶良公民館」又は「松原なぎさ小学校」に一時的に代替の事務所を置き、各学校等の教育関係機関や市民・保護者等との連絡・調整を行うと共に、各学校等への適切な指示・指導が行うことができるようにする必要がある。

#### (教育部) 代替庁舎リスト

			災害危険度				附帯設備・事務機器等					
施設名	建築年 (耐震対 応済みの 場合〇)	津波	液状化	洪水	害・火災等)	非常用 発電機 /燃料	通信機器		水 ・ 食 料、トイ レ等	事務機 器・備 品	同時被災 の可能性 のある災 害(無の 場合〇)	代替方舍
姶良 公民館	S44 建築 H26 大規模改 修 (第 1 次)	0	0	0	0	×	無	無	△ (対応 可能)	0	0	0
松原 なぎさ 小学校	H26 建築 〇	0	0	0	0	1 台	無	無	△ (対応 可能)	0	0	

#### 5 あいら清掃センター、クリーンセンター、あいら斎場

- ・ 3施設とも市内に代替施設なし。
- ・ 他市町村と協定等の締結はあいら斎場のみなし。
- ・ 一般廃棄物処理に係る相互支援協定を令和2年11月に締結。(あいら清掃センター)
- ・ 鹿児島県し尿処理施設連絡協議会があり、「災害等でし尿処理施設が破損した場合の相互支援に関する申し合わせ」で対応する。また、令和7年4月から姶良・伊佐地区の市町で相互支援体制の確立に向け「し尿処理に係る相互支援協定書」の締結準備を進めている。(あいらクリーンセンター)

#### V 電気、水、食料等の確保

1 市長部局

(本庁)

#### ① -1 非常用発電機と燃料の確保(庁舎維持関係)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (定期的に補充)

電力供給先:スプリンクラー、エレベーター、給水ポンプ、浄化槽、照明(一部)

#### ① -2 非常用発電機と燃料の確保(デジタル行政推進課関係)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (定期的に補充)

電力供給先:サーバ室

(サーバ室内に設置してあるサーバ及び通信機器は、サーバを自動的にシャットダウンするためにサーバ室内に設置されている無停電電源措置により 10 分~20 分間の供給はされるが、その後は商用電源が復旧するまでは全システムを利用することはできない。)

#### ① -3 非常用発電機と燃料の確保(商工観光課関係)

非常用発電機 (2)台

燃料備蓄 (携行缶 100×2)

電力供給先:イベント用

#### (加治木支所)

#### ① - 4 非常用発電機と燃料の確保(庁舎維持関係)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (定期的に補充)

電力供給先:【電源】: サーバ室、執務室、多目的室、調理室、多目的ホール、エン

トランスホール、廊下、トイレ (赤色コンセントへ供給)

【空調】: サーバー室、多目的室

#### (蒲生支所)

① -5非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機 ( 2 ) 台 燃料備蓄 ( 200保管 )

電力供給先:執務室内電子機器

#### (出先等)

① - 6 非常用発電機と燃料の確保(北山診療所)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (200保管)

電力供給先 診療所の照明及び一部非常用電源

① - 7 非常用発電機と燃料の確保(あいら清掃センター)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (1000保管)

電力供給先

受入設備、計装設備、機器冷却装置、消防設備、給水ユニット、制御電源、防災電源、照明(一部)

① -8非常用発電機と燃料の確保(あいらクリーンセンター)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (6500)

電力供給先 受入設備、前処理設備、脱臭設備

① -9非常用発電機と燃料の確保(あいら斎場)

非常用発電機 (1)台

燃料備蓄 (定期的に補充)

電力供給先 火葬炉、予備灯

#### ② 水、食料等の備蓄 (職員用)

職員用の水、食料等の備蓄は行わず、災害時の協定を締結している事業所に協力、提供を求め対応する。

#### 2 教育部局

#### ① 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	(1)台	
燃料備蓄	(12)時間分	( カセットボンベ保管 )
電力供給先	(なし)	

## ② 水、食料等の備蓄

なし

\* 非常用発電機については、「姶良市業務継続計画 別冊 II 非常用発電機一 覧」を参照。

#### Ⅵ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

#### 通信機器の確保

防災行政無線(移動系)172局

災害時特設公衆電話 63 施設(98 回線)

県衛星携帯電話(2)台

消防本部 (固定4回線、携帯電話4台)

- · 災害時優先電話(4回線) 通信指令室、中央消防署 姶良分遣所、蒲生分遣所
- ・携帯電話(4台) 警防課、通信指令室 中央消防署、姶良分遣所
- ・防災行政無線 (移動系) を災害時に有効に活用するため、平常時から必要に応じて使用している。
- ・民間事業者との防災訓練で衛星携帯電話を使用した訓練を実施している。
- ・毎年度、防災行政無線(移動系)の使用訓練を実施する。
- ・緊急時連絡先リストは作成済。
- ・職員個人の携帯電話を使用。
- ・施設内は無線機等有。情報伝達可能。外部との情報交換が現通信機器では対応できない可能性がある。(あいら清掃センター)
- ・運営管理委託業者の緊急連絡体制表あり。(生活環境課・あいらクリーンセンター)

#### Ⅲ 重要な行政データのバックアップ

- 1 現状等
- 1 喪失した場合に元に戻すことが不可能、相当困難な情報
  - ① 住民基本台帳(アクロシティ)
  - ② 国民健康保険、介護保険業務に関する情報(アクロシティ)
  - ③ 税金等の収納状況に関する情報 (アクロシティ)
  - ④ 水道料金の収納状況に関する情報(水道システム)
  - ⑤ 許認可の記録・経過等の情報 (ファイルサーバ)
  - ⑥ 重要な契約・支払い等の記録の情報(財務会計システム)

#### 現状

上記データ等のうち重要な行政データのバックアップの状況は以下のとおり。

- 外部のデータセンターやクラウド上に保管されているもの:①、②、③、⑥
- ・テープを使って職員がデータバックアップを取得しているもの
  - ⑦住基システム用: CS サーバ、ゲートウェイサーバ (前日の全ての住民データ)
  - ⑧戸籍システム用:(前日の全ての住民データ。戸籍データについては、国のデータセンターにおいてもバックアップを行っている。)
- ・各システム毎にバックアップを保管しているもの
  - ⑨避難行動要支援者システム (前日の全ての住民データ)
  - ⑤ファイルサーバ (前日の状況)
- 2 災害後早急使用する必要があるデータ(非常時優先業務を支援する重要システム に関係するデータ)
  - ① 重要システム及びデータ等の復旧に不可欠な図面や仕様書等の書類
  - ② 住民記録、外国人登録
  - ③ 介護保険等社会保障制度の受給者情報
  - ④ 障害関係情報
  - ⑤ 道路その他の復旧に重要なインフラの図面またはそのデータ
  - ⑥ 情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様
  - ⑦ 自治会長、地区公民館長、行政連絡員等役職員データ

## Ⅷ 非常時優先業務の整理

## 1 業務の区分と内容

	必要度	内容
		通常業務のうち、業務の規模を縮小、方法の工夫等により続行
	優先度の高い	する業務
非	継続する	・市民の生命、健康、財産を守る業務
常		・市の意思決定に必要な業務
時	<b>迪吊</b> 耒 伤	・その他、休止することができない業務(出生・死亡届等の戸
優		籍受付等)
先		災害発生時に行う業務
業	《宋古春》等	・地域防災計画「災害応急対策」における業務
務	災害応急対策	・地域防災計画「災害復旧・復興」で挙げられている業務のう
	業務	ち、被災者の生活支援等に供する業務(災害見舞金、災害弔慰
		金、被災者生活再建支援金等の支給、市税等の減免など)
		通常業務のうち、停止・休止する業務
冶山	上・休止業務	・一定期間(1月超)先送りすることが可能な業務
		・災害復興までの間、停止・休止することがやむを得ない業務
		(職員研修など)

## 2 非常時優先業務選定基準表

優先	業務開始		該当する業務の	
度	目標時間	選定基準	考え方	代表的な業務例 
		発災後直ちに着手	・初動体制の確立	①災害対策の根幹となる体制
		しないと、市民の	・被災状況の把握	立ち上げ業務(人、場所、通
		生命・生活及び財	・救助、救急の開	信、情報等)
		産、又は社会経済	始	②被害の把握(被害情報の収
	っ吐間	活動維持に重大な	・避難所の開設	集、伝達、報告)
S	3時間	影響を及ぼすた		③災害発生直後の火災、対策
	以内	め、直ちに対策を		業務(消火、避難、警戒、誘
		講ずべき業務		導等)
				④救助・救急体制確立に係る
				業務(応援要請、部隊編成・
				運用)

				⑤避難所の開設、運営業務
				⑥組織的な業務遂行に必要な
				業務(公印管理等)
		遅くとも発災後1	·応急活動(救助、	短期的な二次被害予防業務
		日以内に着手しな	救急以外)の開始	(土砂災害危険箇所におけ
		いと、市民の生命・	・避難生活支援の	る避難等)
		生活及び財産、又	開始	②市管理施設の応急復旧に係
		は社会経済活動維	・重大な行事の手	る業務(道路、上水道、交通
		持に重大な影響を	続き	等)
		及ぼすため、優先		③衛生環境の回復に係る業務
^	1 11 N H	的に対策を講ずべ		(防疫・保健衛生活動)
A	1日以内	き業務		④災害対策活動体制の拡充に
				係る業務(応援受け入れ等)
				⑤遺体の取扱い業務(収容、保
				管、事務手続き)
				⑥避難生活の開始に係る業務
				(衣食住の確保、供給等)
				⑦社会的に重大な行事等の延
				期調整業務 (選挙等)
		遅くとも発災後3	・被災者への支援	①避難生活の向上に係る業務
		日以内に着手しな	の開始	(入浴、メンタルヘルス、防
		いと、市民の生命・	・他の業務の前提	犯等)
		生活及び財産、又	となる行政機能の	②市街地の清掃に係る業務
В	3日以内	は社会経済活動維	回復	(ごみ、瓦礫処理等)
		持に相当な影響を		③災害対応に必要な経費の確
		及ぼすため、早期		保に係る業務
		に対策を講ずべき		④業務システムの再開等に係
		業務		る業務
	2週間 以内	遅くとも発災後2	・復旧、復興に係	①生活再建に係る業務(被災
		週間以内に着手し	る業務の本格化	者生活再建支援法等関係業
		ないと、市民の生	・窓口行政機能の	務、住宅確保等)
С		命・生活及び財産、	回復	②産業の復旧・復興に係る業
	<i>&gt;</i> /11	又は社会経済活動		務(農林水産、商工業対策
		維持に影響を及ぼ		等)
		すため、対策を講		③教育再開に係る業務

		20 - 2 M/c 7/4		
		ずるべき業務		④金銭の支払い、支給に係る
				業務(契約、給与、扶助費等)
				⑤最低限の窓口業務の一部再
				開(届出受理、証明書発行
				等)
		遅くとも発災後1	・応急復旧業務の	・窓口業務の再開範囲拡大
		か月以内に着手し	完了	・その他の業務
		ないと、市民の生	・その他の行政機	
D	1 か月	命・生活及び財産、	能の回復	
D	以内	又は社会経済活動		
		維持に影響を及ぼ		
		すため、対策を講		
		ずるべき業務		

- \* 課ごとの非常時優先業務については、「姶良市業務継続計画 別冊 I-① (行政組織版) 非常時優先業務一覧」を参照。
- \* 災害対策の非常時優先業務については、「姶良市業務継続計画 別冊 I -②(災対版) 非常時優先業務一覧」を参照。

#### IX 今後の検討課題

各項目に関する今後の検討課題

- Ⅲ 首長不在時 の明確な代行 順位及び職員 の参集体制に ついて
- ・出張スケジュールを一元的に管理し、首長の職務代行者3人 の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名 するなどの代行順位の運用方法を定める。
- ・人事異動と併せて毎年、参集体制を見直すことを義務付ける。
- ・大規模災害等での夜間・休日における職員の参集体制について、訓練等を実施し検証する必要がある。

## IV 代替庁舎の 特定

#### 【危機管理課】

・大規模災害時においては、本庁舎の業務機能が失われることは十分考えられることから、平時から有事を想定して、災害対策及び情報伝達等の機能維持確保に努める必要がある。 本庁舎が被災し使用ができなくなった場合は、災害対策本部機能を2号館3階委員会室へ移設する必要がある。

#### 【デジタル行政推進課】

- ・非常時優先業務を支援する情報システムの主処理装置の設置 場所は、始良本庁舎である。
- ・市所有の施設で代替庁舎を選定することができない場合は、 隣接市町・県の所有する公的な施設や民間の施設の利用に関 する協定等を締結し、代替庁舎を確保できるよう検討する。
- ・隣接する市以外の施設で代替庁舎を選定することができない場合は、堅牢なデータセンターの設備を利用したクラウドシステムに順次移行し、不測の事態に備えることを検討する。

#### 【教育部】

- 代替庁舎を災害対策本部と調整し、決定する。
- ・庁舎の改修は「代替庁舎リスト」に記載の施設を優先とすることを検討する。

#### 【蒲生支所】

・蒲生仮庁舎の建物自体へ非常時用発電機から電気供給が出来 ないことから、室内灯や空調設備等の電源確保。

#### 【出先】

- ・被災及び長期の停電等による、稼動停止の懸念がある場合の、 仮置き場等の確保。近隣市町村の施設との連携を図る。(あい ら清掃センター・あいらクリーンセンター)
- ・大規模災害等火葬が出来なくなった状況を想定し、近隣市町村の施設と連携が図られるよう協議会等を設置するよう検討する。(あいら斎場)

## V 電気、水、食 料等の確保

#### 【危機管理課】

- ・水、食料等の確保について検討する。 (職員用の水、食料等の確保について、明文化。協定の見直し や各自で調達してデスク周りやロッカーに保管するなど。)
- ・仮設トイレの購入又はリースについて検討する。

#### 【健康保険課(北山診療所)】

・北山地区において、大規模災害等が発生した場合には、診療 所に多くの被災者(患者)が搬送されることが予想されるが、 現段階では常勤医師も不在で、受け入れられる状態にない。 看護師により可能な範囲で処置を行い、救急車やドクターへ リ等による緊急搬送を依頼することになるが、最低限の備蓄 を含め、体制が整っていないため、その体制を検討する。

#### 【生活環境課】

- ・長期の停電等に備え、非常用発電機の給油方法及び燃料確保 及び現在の手動方式から自動方式への変更を検討する。(あい ら清掃センター)
- ・火葬炉は、発電機の電源で運転が可能であるが、燃料タンクが満タンで6時間の可動である。また火葬用の燃料タンクが満タンで通常の火葬炉運転(1日6件)が10日間できる。大規模な災害時に燃料の調達が出来るよう、燃料供給事業者と協定等の締結を検討する。(あいら斎場)

#### 【学校等】

- ・各学校への防災・減災のための物資・備品の備蓄を検討する。
- ・地震の震動が収まってからの避難行動や、下校及び学校に待

機することなどの事態を想定した上での、それぞれ必要となる物資をリストアップすると共に、それらをどこにどのように保管していくかについても検討する。

## VI 災害時にも つながりやす い多様な通信 手段の確保

- ・衛星携帯電話の使用訓練を追加する。
- ・衛星携帯電話の通話試験を月1回実施する。
- ・電話に代わる緊急通信手段の配備を検討する。
- ・緊急時連絡先リスト(システム関係等の業者)作成を検討する。
- 発災後でも送受信できる可能性があるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やインターネットメールのほか、 災害伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスなど、可能な安否報告手段等の活用を検討する。
- ・緊急時連絡先リスト(電話、FAX)の相手方に非常時につ ながるか確認する。
- ・あいらびゅーFMへの情報提供手段を確保する必要がある。
- ・(防災行政無線(移動系))災害時優先電話については、定期 的にテストを実施(充電台から外した瞬間に電源が落ちるこ とがある。)
- 関係者間の通信手段の確保。

## VII 重要な行政 データのバッ クアップ

- ・現行のバックアップデータは、重要システムが稼動している ことを前提としたデータ形式で保管しているため、重要シス テムが利用できない場合を想定し、単体のパソコンでも確認 できるデータ形式によるバックアップデータの保管も検討す る。
  - ・外部のデータセンターの設備を利用したクラウドシステムに 順次移行し、重要システムを含めてバックアップできるよう 検討する。
  - ・毎月1回、月末にコピーをとって同時被災しない場所にバックアップデータとして保管する。
- ・バックアップデータを代替コンピュータ上で迅速に利用できるようにするための訓練を毎年度実施する。
- ・保管やバックアップ状況を確認する行政データの対象拡大を

		検討する。 ・永年保存文書や図面は、可能な限りデータ化し、保存する。
VIII	非常時優先	時点ごとの参集可能な職員数を把握し、それに見合う業務量
業	美務の整理	になるよう、非常時優先業務の時間的優先順位を決める。